

在日外国人の視点から見える日本社会

『じんけん』2003年11月号／特集「在日外国人の子どもと人権」

リリアン テルミ ハタノ

1. 二つの「在日外国人」

在日外国人は二つに大きく分けることができる。一つは、1952年にサンフランシスコ講和条約後、日本国民としての資格を奪われ外国人とされた旧植民地出身者たちである。在日コリアンを中心とする彼らは80年代までは「在日外国人」の代名詞であったとも言える。もう一つは、来日経緯と在留期間の歴史がまだ比較的浅い人々で、新たに来日した人たちとして「ニューカマー」と呼ばれている。後者は「新渡日外国人」や「滞日外国人」と呼ばれたり、定住化傾向が指摘されるようになった最近では「新定住外国人」と呼ばれたりもしているが、いずれにせよ、これら二つのグループを含む概念として「在日外国人」が使われているようである。

1.1 在日外国人と非現実的な「日本国民の意識」

平成15年版の『在留外国人統計』によると、平成14年末の外国人登録者総数は185万1,758人であり、日本の総人口に占める割合は1.45%となった。毎年最多記録を更新している状況である。在日外国人の出身地域は、アジア(74%)、南米(18.1%)、北米(3.4%)、ヨーロッパ(3.0%)、オセアニア(0.9%)、アフリカ(0.5%)、無国籍(0.1%)。欧米系出身者は7%にも満たないが、日本人の一般的な傾向として、年齢層に限らず、「外国人」というと欧米系出身者を連想する人が多いように思う。

日本国民は、足下の国際化状況をきっちりと見据える必要がある。そうしないと、「異文化理解」「国際交流」「多文化共生」の名の下に、学校の総合学習や地域のイベントでも欧米中心の活動がいつまでも続くことになり、自分の周りにある現実いつまでも対応できないまま、すでにある様々な矛盾

を膨れ上がらせることになるだろう。

1.2 「特別永住者」の減少と「一般永住者」の増加

旧植民地出身者の多くは、現在は「特別永住者」という在留資格を所持している。日本人と同様に少子高齢化傾向を見せており、また、日本国籍を取得する者もいて、「特別永住者」人口は年々減少している。

永住者は、旧植民地出身者の「特別永住者」とその他の永住者である「一般永住者」とに分けられている。「特別永住者」は平成9年末には53万3,396人であったが、14年末までに48万9,900人に減少した。対照的に、「一般永住者」は、9年末には9万3,364人に過ぎなかったのが、14年末では22万3,875人に増加した。

在留資格の「一般永住者」への切り替え傾向には、国籍による特徴も見られる。典型的な例がブラジル人で、9年末には一般永住者は2,644人に過ぎなかったのが、14年末には、3万1,203人と増加し、およそ11.8倍になった。なお、同じ5年間で、中国人は3万1,591人から7万599人(2.2倍増)、韓国・朝鮮人は2万6,425人から3万7,121人(1.4倍増)、フィリピン人は1万617人から3万2,796人(3倍増)、ペルー人は3,209人から1万3,975人(4.4倍増)、その他の国籍が1万8,878人から3万8,181人(2倍)に増加している。

1.3 出身国によって選択可能な在留資格

日本と相互査証免除協定のある国の出身者以外で日本への入国を希望する者はまず、旅券に査証を受ける必要がある。そして入国後、在留中の活動に対応する在留資格を与えられる。「永住者」「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は

活動の制限がないが、その他の在日外国人は、23の在留資格によって活動に何らかの制限を受ける。

この在留資格の付与に関して、大きな問題が存在すると考える。と言うのは、明らかに国策として、どの国籍出身者をどの在留資格で入国させるかが制限されているからである。

例えば、「教育」という在留資格は、「日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育期間における語学教育その他の教育をする活動」を行う人たちに与えられる。この在留資格での入国者数は平成14年末時点で9,715人だが、出身地域別の内訳は北米が5,978人(61.5%)、ヨーロッパが2,053人(21.1%)、オセアニアが1,347人(13.9%)、アジアが275人(2.8%)、アフリカが56人(0.6%)、南米5人(0.05%)、無国籍が1人(0.01%)。出身国別に詳しく見ていくと、共通して英語圏である。

これは、国籍による差別という点で問題を含む。また、教育におけるこのような英語中心主義が果たして妥当なものかどうか、上述の在日外国人の現実に照らして、議論すべきとも思える。

1.4 「配偶者」が抱える問題

もう一つ、大きな問題なのが、「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」という資格を持つ者が何らかの理由で「配偶者」でなくなってきた途端、在留資格が取り消される、ということである。日本人や永住者が、配偶者の在留資格のこのような不安定さに付け込み、DVに及ぶなどのケースが生じている。

さらに、日本人との血のつながりの濃さによって、在留資格期間の長短が決まるとされる点も、世界でも数少ない血統主義国を採用する日本国民から見れば違和感はないのかも知れないが、生地主義をとる国の人間から見ると大変差別的な制度である。「中国帰国者」の例だが、「残留婦人」と養子縁組した子どもとその家族が、中国では家族として一緒に暮らしていた。その後、共に来日して数年経ってから、養子とその家族は、日本人と

の血のつながりがないため、在留資格が取り消され収容される、といった事態が起きている。血のつながりがないというだけで身柄を拘束され収容されるとは、人権の観点から見ても、理不尽な状況・制度と言う他ない。

2. ニューカマーの推移

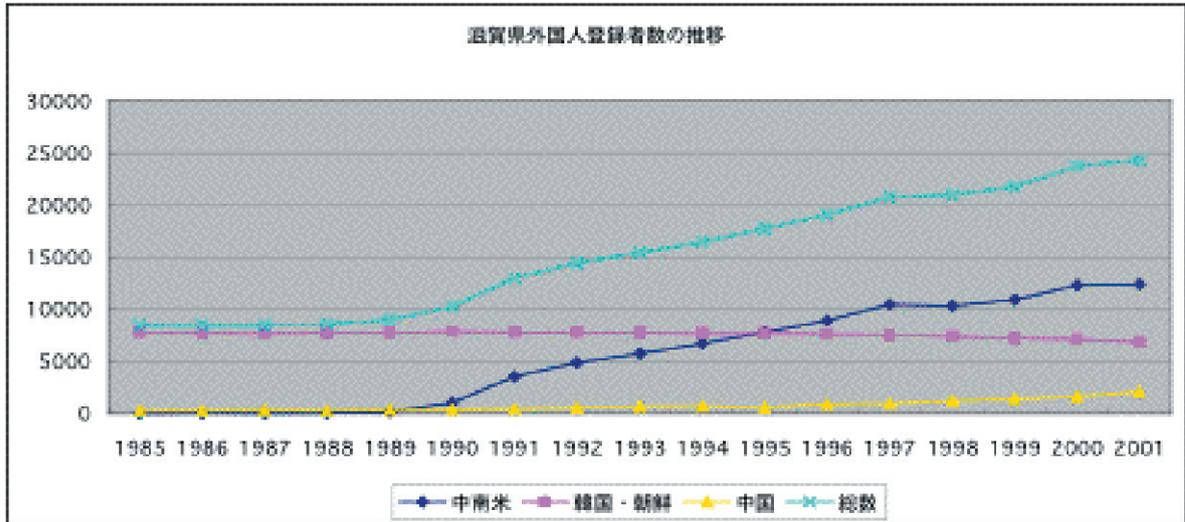
1980年代後半に入るとバブル経済による労働力不足が深刻化し、相互査証免除協定措置によって、多くのイラン人、パキスタン人、バングラデッシュ人が来日した。しかし、パキスタンとは89年、イランとは92年に、日本の一方的な都合によって突然、協定が一時停止された。一方、既に85年にはブラジル国内の日本語で発行されている新聞に、日系ブラジル人に日本の企業での仕事を斡旋する求人広告が登場し、日系人の労働力としての導入が始まっていた。その後、90年の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）改正を経て、その流れは劇的に大きくなった。

このような経緯から見ても、在日ブラジル人が「デカセギ」労働者として一方的に来日するようになったと見るのは、不正確である。深刻化する労働力不足に悩む日本社会と、高いインフレ率と失業率に苦しんでいたブラジル人と、双方の望みが合致することで、「デカセギ」現象は始まった。これは、イラン人、パキスタン人、バングラデッシュ人など、他のニューカマーにも共通する点と言える。

なお、昭和34年(1964)に行われた在留外国人に関する第2回目の調査では、85カ国からの65万9,701人の外国人登録者中、ブラジル人は273人であった。昭和63年(1988)には4,159人で、次年度は1万4,528人。入管法改正直後は5万6,429人まで急増し、平成14年末では26万8,332人となり、韓国・朝鮮人(62万5,422人)、中国人(42万4,282人)に次ぐ3番目に大きなグループとなった。

3. 滋賀県の現状

関西地域には、旧植民地出身者が集住する地域が多い。唯一例外的な傾向を見せているのが滋賀



県である。滋賀県では、昭和60年(1985)に初めて中南米出身者(19人)が外国人登録した。なお、同年・同県内の外国人登録者中韓国・朝鮮人は7,816人であった。同県内の中南米出身者は、以来増加し続け、平成2年(1990)には1,059人に、さらに7年(1995)には韓国・朝鮮人数を上回るに至った。そして、13年(2001)には、県内の在日外国人の過半数を占めるまでになった。また、外国人住民全体の人口も増加している。

滋賀県の在日外国人構成は、関西の他府県よりも、むしろ東海地方のそれと類似し、南米出身者が急激に増加しているのである。

3.1 公立学校での子どもたちの状況

この10年近くの間、滋賀県の公立小中学校におけるニューカマーの子どもたちの現状を見てきた。その間、転入した学校でどんな先生と出会ったかによって、また、どんな取り組みがある学校に入学したかによって、子どもの将来が左右されるという状況に、変わりはない。

もちろん、外国籍の子どもたちのための受け入れ態勢は、大変ゆっくり、少しずつではあるが、改善されていると思う。しかし、絶望的な状況をする場面がいくつもある。どこかの学校で「私は外国籍の子どもを担当するのは今年が初めてで、良く分からないのです」と言う教員に出会う瞬間はその一つである。しかも、毎年のようにどこかで出会う場面なのだ。経験の共有と蓄積がなされて

いない証だが、これを前向きに、そのようなことを言う教師がこの世から1人ずつ減っていると解釈すればいいのか。それとも、悲観的に、100年経っても変わらないと考える他ないのか。

子どもの学校での経験は、学校生活に馴染むことができるかどうかを決定づけるだけでなく、日本社会でうまく生活していけるかをも左右する。なぜなら、子どもが最も長い時間を過ごす学校とは、日本社会の縮図でもあるからだ。良心的な人に出会えるか、友達ができるか。学校での体験は、日本社会全体への印象となって、子どもに受け止められる。

自分が学校に日本人と異なる背景を持つ「やっかいな者」として迎えられたのか、大切な存在として迎えられたのかは、日本語が分からない子どもでも、早くに察知している。ある時、日本語が分からない中学生が「自分はゴミだ」と言うのを聞いた。なぜそんなことを言うのかと聞くと、学校で自分はゴミ扱いられている、その証拠は、自分が取り出されている日本語教室を見れば分かる、と言った。確かに、私が見学した数多くの日本語教室の中には、倉庫のような部屋や、壊れた機器部品や過去の運動会などの飾りが埃をかぶって置かれている部屋を使用するケースがあった。

外国籍児童生徒は「お客さん」扱いられることがあるが、おもてなし上手と名高い日本人は、「お客さん」をそのような教室には入れないだろう。では、「お客さん」ではないなら、何なのか。

来日当初は夢を抱えていた子どもも、そのような受け入れ態勢の中で、自信を失い、勉強意欲を失い、将来への夢も展望も持てないまま学校から遠ざかってしまうケースが少なくない。年々増加しているようでさえある。

中学を卒業できたとしても、その後の進路について、滋賀県では、外国籍者の多い他府県で行われているような配慮が乏しい。公立高校入試では日本人と同じ条件での試験が、制度の大きな壁となって立ち塞がる。

3.2 公立学校の課題

滋賀県の公立学校が抱える基本的な問題をいくつか挙げてみよう。

まず、外国籍児童生徒の受け入れが、建て前とはかく、実際には担当教員任せとなっており、熱心な教員がいれば何かの取り組みがあるが、そうではない場合は、ほとんど必要な配慮がされていない。また、日本語教室が設置されても、ほとんどの学校では「日本語教室」のための予算がつかない。さらに、非常勤の日本語指導員には教員免許が要求されるのだが、教員免許保有者には異文化理解教育や日本語教育の経験がないことが多く、日本語を外国語として教える技術がないため、国語と同じ手法で教えようとして無理が生じている。また、上述のように、知識や経験の共有がなされていないのも大きな問題である。連絡用の文章をまとめた冊子が四言語で作成され、各学校に配付されているにも関わらず、その存在さえ知らない教員も多い。

このような状況は、早急に改善すべきだろう。また、学校における子どもの「民族名」の扱いからは、人権意識の乏しさが感じられる。

日系名を持っている子どもは学校内では日系名で呼ばれ、「非日系名」は省略される傾向がある。その背後には、子どもたちの同質性・均一性を強調したい、あるいは異物を隠したいという教員側・学校側の意図があるのではないかと推察される。

だが、「民族名」を名乗るか名乗らないかは、アイデンティティ形成段階の子どもにとっては大きな問題である。同質性を取り繕うよりも、「民族名」

を普通に名乗れる環境をこそ、教員・学校側は築くべきであろう。

3.3 ニューカマーと移民的状况

多くの移民を受け入れている欧米諸国では、移民の子どもへの教育にしっかりと取り組むことが、将来生じかねない深刻な問題に対する最善の策であると、考えられるようになっている。在日ブラジル人、ベルー人を中心とするニューカマーの子どもたちを「移民」の子どもたちと呼ぶのはまだ早いだろうが、定住化は確実に進んでいる。その結果、これまでの人生の半分以上を日本で過ごしてきた子どもや、日本生まれで自分の国籍国を知らない子どもが増加している。そして、日本生まれ・日本育ちの子どもと親との間で母語が異なり、家庭内のコミュニケーションが十分にとれないというケースさえ、珍しくなくなりつつある。人権という観点から言えば、ニューカマーの子どもに国籍国の言語を学ぶ機会を保障する必要性は急速に高まっているわけで、すでに「移民的」な状況が日本国内で生じているのである。

このような現実を直視することなくして、彼・彼女らを取り巻く問題を解決し状況を改善することはできないであろう。

在日外国人の視点から見える日本社会
リリアン・テルミ・ハタノ
(<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/lilian-h/>)

PDF 版発行 2004 年 10 月 4 日
初出 『じんけん』2003 年 11 月号
(財) 滋賀県人権センター